

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### (開催要領)

- 1 日時 平成29年8月21日（月）13:51～13:57
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学名誉教授  
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表  
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室室長  
廣比 香里 法務省入国管理局総務課企画室企画係長

#### <事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官  
篠崎 敏明 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人専門人材の就労推進（ガイドライン）
  - 3 閉会
- 

○事務局 続きまして、クールジャパン・インバウンド外国人専門人材の就労促進について、ヒアリングを行います。

まず法務省からガイドラインについて説明をお願いいたします。

○八田座長 この会議は、私のあれですから、私がまず御挨拶しないとまずいです。

○事務局 失礼いたしました。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、お越しくださいまして、ありがとうございます。また、お待たせいたしまして、申しわけありません。

御説明をお願いいたします。

○近江室長 それでは、法務省から説明させていただきます。

今、お手元にお配りしております、ガイドラインの案でございますが、これは本年の1月に一旦御提出をして、御説明した内容になっております。ただ、一部、最新の状況を踏

まえて、一部変更しておりますので、その点について、御説明を申し上げます。

2ページ目を開いていただきまして、一番上に食分野について、農水省さん的人材育成事業の対象になる方は、特定活動への在留で認められますということを書いておりますけれども、これにつきまして、今の動きとしまして、次に3ページを開いていただきまして、

(13) でございます。この事業につきましては、平成26年からやっておりまして、これまで2年の在留ということで実施をしてきたのですが、その後、日本料理を学ぶには、2年では足りないというお声などをいただきまして、今、これを5年に見直すということで、ここに5年間、調理に関する業務に従事すると書いてございます。

これについては、農水省さんの要領に基づいて、正式にやるものですが、今月中にこれを発出しようとしておりまして、まだ外には出ていませんが、こういう形で、最新のものとして修正をして、御提出したいと思っております。

変更点は、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、これについて、御質問、御意見はございませんか。

○八代委員 これは、私、よく知りません。

○八田座長 今、専門課程を卒業して、専門士の称号を付与された外国人が、美容の仕事につくことは、許されていないのですね。

○近江室長 3ページの中段が美容分野の許可事例になっております。現在の取扱いをガイドラインとして書いたものなのですから、先生がおっしゃいました、専門士の称号を付与された人が、化粧品会社における海外進出のための企画マネジメント業務であれば、それは日本で取得した知識と関係するということと、専門士という資格を持っていらっしゃるということで、今も認めております。ただ、恐らく美容師ということでの業務については、これまでのワーキンググループでも御説明してまいりましたが、現状としては、認めていないという状況になっております。

○八田座長 わかりました。

事務局として、今の論点はどういうところになりますか。

○村上参事官 基本的に今の美容師のところで、美容師就労のところが、もう少し何とか工夫できないかということが、最大の論点です。

○八田座長 厚労省が言わなければ、しようがないです。

○村上参事官 そうですね。法務省の方に伺ってもというところです。

○近江室長 これは現在の運用の明確化ということでつくっておりますので、その議論は、また別の議論という形で認識しております。そこは制度全体の受入れの中でも、考えていかなければいけないと思っております。

○八田座長 法務省さんとしては、厚労省が監督官庁として認めることになったら、それはまた考えるということですね。

○近江室長 ニーズがあるということで、特区から御提案をいただいて、あと、日本全体

の雇用関係、日本人の労働条件などを総合的に判断して、政府全体として必要であるという判断になれば、それは認めるという形になろうかと思います。

○八田座長 わかりました。

○八代委員 (14) の意味がよくわからないのですけれども、フランス国籍を有する者がということを、教えていただけますか。

○近江室長 ワーキンググループでも前に一度問われまして、国籍と料理の名前、どういう料理かということが、直接は関係ないのですということを言いたくて、日本でやられる活動の内容の経験を見ますということです。ですから、何人でもいいのですけれども、イタリア料理をやる人は、イタリアの料理の経験を10年持っていてくださいということです。

○八田座長 例えばということですね。

○近江室長 そうです。

○八代委員 わかりました。

○近江室長 ここはアメリカでも、何でも大丈夫です。

○八田座長 どうぞ。

○事務局 事務局でございます。

前回、今年の1月、法務省さんから御説明をいただきまして、そのときも、ワーキンググループとしては、おおむね了ということだったのですけれども、クールジャパンの法案は、当時、まだ固まっておりませんでしたので、それとの議論の関係もございまして、ガイドラインについても、発出するのは見送りましょうという整理に、当時なっておりまして、現在、法案自体は通りまして、政令も9月中には施行という段階に来ておりますので、まずはクールジャパンのガイドラインにつきましても、政令の施行と同時の段階で、発出するのがよいのではないかと、事務局としては考えているところでございます。

○八田座長 わかりました。

○村上参事官 タイミング的に、何か大きな課題はございますか。

○近江室長 先ほど申しましたように、8月中旬に恐らく(13)の要領を発出しまして、公になりますので、その後であれば、特に問題ないと思っております。

○村上参事官 わかりました。

○八田座長 わかりました。

それでは、どうもありがとうございました。